

諮問第172号の答申  
日本標準産業分類の変更について（素案）

本委員会は、日本標準産業分類の変更について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 変更の適否

諮問された日本標準産業分類の改定案の内容は、おおむね適当である。ただし、以下の2に示す修正理由とそれを踏まえた修正を行った上で、別紙のとおりとすることが適当である。また、次回改定（第15回）に向け、3に示す今後の課題について検討する必要がある。

2 修正理由とそれを踏まえた修正

(1) 一般原則に関する事項

諮問された一般原則に関する事項はおおむね適当である。ただし、以下の事項については必要な修正を行うこととする。

ア 第2項 事業所の定義

諮問された事業所の定義における追加項目(9)は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定。以下、「第Ⅲ期公的統計基本計画」という。）の別表で今後5年間に講ずる具体的施策として掲げられていた事項に対して、検討されたものである。事業所としての設備等が外形上からは容易に判別し難いが、収益のある法人等を事業所に含めて取り扱うことができるものとなっており、おおむね適当であるが、改定案に場所の概念を加えて以下のとおりとすること。

(9) 統計調査の目的によっては、役員等は存在するが、設備を専有していない法人等の場合に、登記上の所在地を事業所とみなす。

イ 第3項 分類の基準

諮問された「分類の基準」は、記述内容の明瞭化のほか、国際分類の記載内容を参考にして記載順が変更された内容であったが、諮問された分類体系に大きな変更はなかった。

特に、この記載順の変更に関しては、総務省がその趣旨を補足しており、それも踏まえて部会でも議論しており、その趣旨を整理すると次のとおりとなった。

これまでの日本標準産業分類においては、需要側の分類の基準から記載されていたが、記載順の意図は明記されていなかった。また、諮問時の改定案の検討に当たっては、前回

(第13回)の改定時における答申の指摘事項、第Ⅲ期公的統計基本計画における検討項目、さらに需要側と供給側の概念が混在しているとの指摘等を踏まえる必要があった。

このため、過去の経緯や供給側の視点を重視している国際分類の記載内容を参考にしつつ、需要側の分類である生産物分類が既に作成されていることを考慮するとともに、供給側の分類としての日本標準産業分類の役割が望ましいことを踏まえ、今回の改定案において記載順を変更したものであるが、記述内容の明瞭化を含めて現行の「分類の基準」を再整理したまでであり、分類体系を大きく変更させる内容とはなっていない。

このような趣旨に加え、供給側の基準により分類されている項目等が一定程度存在する実態も考慮して審議した結果、諮問された「分類の基準」はおおむね適当である。

ただし、このように記載順を変更する趣旨をユーザーが理解できるようにするため、総務省はそれを分かりやすく整理し、ホームページ等に掲載すること。

併せて、なお書きの記載部分は、本分類の分類項目が統計調査以外でも利用される旨が分かるように以下のとおりとすること。

なお、本分類は、統計調査の対象となる産業の範囲の確定、統計調査の結果の産業別表章等に用いられるものである。

#### ウ 第4項 分類の構成

本分類の変更に伴い、「分類の構成」についても議論を行った。

各分類項目の項目数の記載は、改定後の各分類項目数を集計した結果であり、一般原則であるとは説明し難いため、当該部分からは削除することが適当である。なお、各分類項目数は、参考としてホームページ等に掲載する。

また、本文の記載については、全体をまとめて以下のとおりとすること。

本分類の構成は、大分類、中分類、小分類及び細分類から成る4段階の階層とする。  
また、分類項目名以外による本分類の各階層の記載に当たっては、大分類項目をアルファベットにより表記するほか、中分類項目を2桁、小分類項目を3桁、細分類項目を4桁の分類番号によりそれぞれ表記する。

#### エ 第5項 分類の適用単位

本分類の変更に伴い、「分類の適用単位」についても議論を行った。

企業等に対して本分類へ適用させる場合等の記載は、分かりやすさの観点から以下のとおりとすることが適当である。

本分類を適用する単位は、第2項の事業所の定義に示す事業所である。  
他方、経済センサス等において、企業等（主として、経済活動を行う会社や法人、個人経営の事業主）を単位とし、その企業等を産業別に分類しようとする場合には、本分類を準用することができる。なお、国勢調査等において、個人を単位として本分類を適用しようとする場合には、その個人の属する事業所に本分類を適用することにより、それを行うことができる。

## (2) 分類項目に関する事項

ア 諮問された分類項目表のうち、分類項目の新設及び分類項目の再編については、それぞれ分類項目を新設する際の量的な基準を満たしているとともに、産業動向の変化又は制度改正に対応したものとして認められたことから、適当である。ただし、以下に示す分類項目については、分類項目名の修正を行うこととする。

### ① 細分類「食料品スーパー」

分類項目名には「スーパー」の正式名称を用いることが適当と考えられることから、「食料品スーパー」ではなく、「食料品スーパーマーケット」とする。

### ② 中分類 56 の再編

分類項目名には「スーパー」の正式名称を用いることが適当と考えられることから、小分類及び細分類の「総合スーパー」ではなく、いずれも「総合スーパーマーケット」とする。

また、小分類及び細分類の「ワンプライスショップ」は、「ワンプライス」という表現が日本語として十分に定着しているとは言い難い状況であることを踏まえ、「ワンプライスショップ」ではなく、いずれも和名である「均一価格店」とする。

イ 分類項目名の変更については、分類項目の対象をより適切に示す観点からの変更であり、適当である。

## (3) 本分類の適用に当たっての留意事項

本分類の変更に伴い、適用に当たっての留意事項についても議論を行った。公的統計の作成における本分類の適用に当たって、留意すべき事項として以下を示すことは適当である。

ア 本分類を適用する時期。

イ 本分類の適用に当たって、分類表の一部の分類項目のみを使用することができるほか、分類表の大分類項目を除く分類項目について、その直下位分類項目を細分し、又は直上位の一の分類に属する分類項目のいずれかを集約することができること。

ただし、統計の作成目的に応じ、分類体系を損なわない範囲において分類項目をまとめて表章できること。

## (4) 前回（第 13 回改定）の統計委員会の答申における指摘事項への対応

前回（第 13 回改定）の統計委員会の答申において指摘された検討課題への対応としては、おおむね適当である。ただし、「無店舗小売業」及び「管理、補助的経済活動を行う事業所」の取扱いについては、「3 今後の課題」に記すとおりとすること。

## (5) 第Ⅲ期公的統計基本計画における課題と対応

第Ⅲ期公的統計基本計画における課題のうち専従の労働者等が存在しない法人等の整理に関する対応としては、上記の 2 (1) アのとおりで適当である。

また、SUT 体系への移行に向けた生産技術の類似性の観点からの検討については、製造業等の複数の分野を対象に、生産技術の類似性の観点からの考え方の整理や試行を行い、課題を整理した対応はおおむね適当である。ただし、「3 今後の課題」に記すとおり、引き続き検討を行うこと。

### 3 今後の課題

今回、本分類の変更について検討が行われ、諮問された改定案に対して必要な修正を行うこととしたが、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）における「統計ユーザー等に対して、社会経済や報告者の状況に対応した適切かつ比較可能性ある統計を常に提供するとの観点からは、統計基準等の改定や整備は、統計行政における将来にわたる対応として重要である。このような改定や整備は大規模調査実施のタイミングも踏まえ、時代の変化に合わせ、定期的に行うことが必要である。」との指摘も踏まえ、今後も適時適切に経済構造の変化を捉える観点から、継続して常に見直しを検討を行う必要がある。

このような趣旨を踏まえつつ、次回改定（第15回）に向けて以下の課題について検討する必要がある。

#### (1) 共通課題

##### ① 継続的な検討

ユーザー、政策を享受する国民、政策形成者のそれぞれの立場を考慮しつつ、適時適切に経済構造の変化を捉える観点から継続して常に改善に取り組むこと。また、後述する各論的課題への対応に併せて、新しく重要な産業を可能な限り早期に設定できる方策を検討すること。ただし、改定に伴う過去への遡及等のコストと利益のバランスを考慮すること。

##### ② 国際分類との比較可能性の向上

新規立項の検討及び分類体系の見直しの際、国際比較をより可能とするためには、国際分類に可能な限り合わせていくことが有用であるが、その際、国際分類は各国への適用を想定していることを考慮した上で、未来に向けて日本としてどのような分類項目が適当かを引き続き検討していくこと。

##### ③ 分類項目と分類体系の見直し

○ 一律の量的基準だけではなく、関係する分類項目の粒度を把握しつつ、成長産業か衰退産業かなどの動向を確認するとともに、社会的な重要性や制度上の必要性も考慮した上で、分類項目の新設や統合等を検討すること。

○ 分類項目を新設して細分化する際の利益と費用を考えることが重要であり、その上で細分化する場合には経済実態をよりの確に把握しやすくなるが、他方で回答者の負担が大きくなるため、分類項目の活用の見通しの確認等を含め、両者のバランスを十分に検討すること。

○ 分野によって細分類項目の粒度が異なり、不均衡が生じている。特に小売業や飲食店の細分類項目の一部が細か過ぎる設定となっているほか、分類項目の設定基準が不明瞭であるため、生産技術の類似性の観点による見直しの検討状況も踏まえながら、望ましい分類体系の実現に向けた検討を行うこと。また、特定の分類項目が一定以上の割合を占める場合、その下位の分類項目の見直しを検討すること。

##### ④ 生産技術の類似性の観点からの見直し

産業分類検討チームでは、製造業等の複数の分野を対象に、生産技術の類似性を適用する際の考え方の整理や定性的な試行を行った上で、課題の整理を行った。今後は、これまでの検討結果を分類体系及び分類項目に適用するための見直しを行うこと。

⑤ 管理、補助的経済活動と同一企業内の事業所間取引の取扱い

管理事務を行う本社等を各中分類に分類項目として設定している点で、国際標準産業分類及び北米産業分類システムとは異なっている。主にそれらとの整合の観点から、どのような見直しが適切かを検討すること。

(2) 各論的課題

① 中分類「インターネット附随サービス業」の見直し

大分類G-情報通信業の中分類「インターネット附随サービス業」は、第14回改定において内容例示を中心に変更したが、今後の国際分類の検討結果や経済社会の環境の変化等を踏まえ、引き続きそのあり方を検討すること。

② デジタル産業の取扱い

デジタル産業やDXは今後も伸張が見込まれるため、生産物分類との関係を考慮しつつ、情報通信業を始めとして、製造業、卸売業・小売業、金融業・保険業等との関連性や位置づけを検討すること。

③ 無店舗小売業の取扱い

現行の日本標準産業分類では、インターネット販売と無店舗販売を兼業している事業者を把握できないため、今後の国際分類の動向や経済社会の環境の変化等を踏まえ、大分類I-卸売業、小売業の中分類「無店舗小売業」のあり方を検討すること。

④ 発電業の電源種別による細分類設定

発電業の分類は、第14回改定では法改正に伴った分類項目の新設がなされた。他方、経済統計の改善の観点からは、供給側の視点に基づく電源種別の細分類設定に向けて引き続き検討すること。

⑤ 3PLサービスの新規立項

第14回改定において、3PL（サード・パーティ・ロジスティクス）サービスは、その実態把握が困難であることに加え、事業形態が多様であるため、統一的に定義した上で特定の産業として位置付けることが困難であった。他方、生産物分類では3PLサービスを設定している。このような状況を踏まえつつ、どのような位置付けが可能かを検討すること。

⑥ ファブレス企業の取扱い

国際標準産業分類の第5次改定では、製造業において企業が製品の企画や設計に関連する知的財産の所有権を有する場合には、製造業として分類する方向で検討が行われていることから、その検討結果や経済社会の環境の変化等を踏まえ、どのように整合性を図ることができるかを検討すること。